

申請に対する処分の審査基準（行政手続法）

担当部署：環境経済部環境政策課 No.001

処 分 名	専用水道敷設の確認
処 分 の 概 要	専用水道において、安全な水を安定して供給する必要があることから布設工事をしようとする場合、着工前にその設計について確認を受けなければなりません。
根拠法令等・条項	水道法（昭和32年法律第177号）第32条
審 査 基 準	<p>水道法第5条に規定する施設基準に適合することが要件となります。なお、同法第5条第4項に規定する技術的基準は、平成12年2月23日厚生省令第15号によるものとします。</p> <p>水道法第33条、同法施行規則第53条に基づき確認申請を行い、申請書には次の書類の添付が必要です。</p> <ul style="list-style-type: none">（ア）工事設計書（イ）水の供給を受ける者の数を記載した書類（ウ）水の供給が行われる地域を記載した書類及び図面（エ）水道施設の位置を明らかにする地図（オ）水源及び浄水場の周辺の概要を明らかにする地図（カ）主要な水道施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図及び構造図（キ）導水管きよ、送水管、配水管及び給水管の配置状況を明らかにする平面図及び縦断面図 <p>なお、許認可等の性質上、個々の事案ごとに個別具体的な判断をせざるを得ないものであり、法令の定め以上に具体的な基準を定めることが困難であるため、どのような場合が該当するかを示すことはできません。</p>
標準処理期間	30日（休日を含まない）
設定年月日	平成26年4月1日（最終改正：平成30年4月1日）
申請時期	随時
申請方法	第3別館1階環境政策課窓口への提出
備 考	

根拠法令及び
関係法令等の抜粋

■水道法

(確認)

第三十二条 専用水道の布設工事をしようとする者は、その工事に着手する前に、当該工事の設計が第五条の規定による施設基準に適合するものであることについて、都道府県知事の確認を受けなければならない。

(確認の申請)

第三十三条 前条の確認の申請をするには、申請書に、工事設計書その他厚生労働省令で定める書類(図面を含む。)を添えて、これを都道府県知事に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 申請者の住所及び氏名(法人又は組合にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名)

二 水道事務所の所在地

3 専用水道の設置者は、前項に規定する申請書の記載事項に変更を生じたときは、速やかに、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

4 第一項の工事設計書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 一日最大給水量及び一日平均給水量

二 水源の種別及び取水地点

三 水源の水量の概算及び水質試験の結果

四 水道施設の概要

五 水道施設の位置(標高及び水位を含む。)、規模及び構造

六 浄水方法

七 工事の着手及び完了の予定年月日

八 その他厚生労働省令で定める事項

5 都道府県知事は、第一項の申請を受理した場合において、当該工事の設計が第五条の規定による施設基準に適合することを確認したときは、申請者にその旨を通知し、適合しないと認めたとき、又は申請書の添付書類によつては適合するかしないかを判断することができないときは、その適合しない点を指摘し、又はその判断することができない理由を附して、申請者にその旨を通知しなければならない。

6 前項の通知は、第一項の申請を受理した日から起算して三十日以内に、書面をもつてしなければならない。(市又は特別区に関する読替え等)

(市又は特別区に関する読替え等)

第四十八条の二 市又は特別区の区域においては、第三十二条、第三十三条第一項、第三項及び第五項、第三十四条第一項の規定により読み替えて準用される第十三条第一項及び第二十四条の三第二項、第三十六条、第三十七条並びに第三十九条第二項及び第三項中「都道府県知事」とあ

**根拠法令及び
関係法令等の抜粋**

るのは、「市長」又は「区長」と読み替えるものとする。

■水道法施行規則

(確認申請書の添付書類等)

第五十三条 法第三十三条第一項に規定する厚生労働省令で定める書類及び図面は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 水の供給を受ける者の数を記載した書類
- 二 水の供給が行われる地域を記載した書類及び図面
- 三 水道施設の位置を明らかにする地図
- 四 水源及び浄水場の周辺の概況を明らかにする地図
- 五 主要な水道施設（次号に掲げるものを除く。）の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図及び構造図
- 六 導水管きよ、送水管並びに配水及び給水に使用する主要な導管の配置状況を明らかにする平面図及び縦断面図

申請に対する処分の審査基準（行政手続法）

担当部署：環境経済部環境政策課 No.002

処 分 名	要措置区域又は形質変更時要届出区域の指定
処 分 の 概 要	土地の所有者等は、法の適用を受けない土地の土壌の特定有害物質による汚染の状況について調査した結果、当該土地の土壌の特定有害物質による汚染状態が基準に適合しないと料するときは、市長に対し、当該土地の区域について要措置区域等による指定をすることを申請することができます。
根拠法令等・条項	土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）第14条第1項
審 査 基 準	<p>土地の所有者等は、第三条第一項本文及び第八項、第四条第三項本文及び第五条第一項の規定の適用を受けない土地（第四条第二項の規定による土壌汚染状況調査の結果の提出があった土地を除く。）の土壌の特定有害物質による汚染の状況について調査した結果、当該土地の土壌の特定有害物質による汚染状態が第六条第一項第一号の環境省令で定める基準に適合しないと料するときは、環境省令で定めるところにより、市長に対し、当該土地の区域について同項又は第十一条第一項の規定による指定をすることを申請することができます。この場合において、当該土地に当該申請に係る所有者等以外の所有者等がいるときは、あらかじめ、その全員の合意を得なければなりません。</p> <p>申請があった場合において、申請に係る調査が公正に、かつ、第三条第一項の環境省令で定める方法により行われたものであると認めるときは、当該申請に係る土地の区域について、第六条第一項又は第十一条第一項の規定による指定をすることができます。この場合において、当該申請に係る調査は、土壌汚染状況調査とみなします。</p> <p>なお、許認可等の性質上、個々の事案ごとに個別具体的な判断をせざるを得ないものであり、法令の定め以上に具体的な基準を定めることが困難であるため、どのような場合が該当するかを示すことはできません。</p>
標準処理期間	30日（休日を含まない）
設定年月日	平成26年4月1日（最終改正：平成31年4月1日）
申請時期	随時
申請方法	第3別館1階環境政策課窓口への提出
備 考	

根拠法令及び
関係法令等の抜粋

■土壌汚染対策法

(指定の申請)

第十四条 土地の所有者等は、第三条第一項本文及び第八項、第四条第三項本文並びに第五条第一項の規定の適用を受けない土地（第四条第二項の規定による土壌汚染状況調査の結果の提出があった土地を除く。）の土壌の特定有害物質による汚染の状況について調査した結果、当該土地の土壌の特定有害物質による汚染状態が第六条第一項第一号の環境省令で定める基準に適合しないと思料するときは、環境省令で定めるところにより、都道府県知事に対し、当該土地の区域について同項又は第十一条第一項の規定による指定をすることを申請することができる。この場合において、当該土地に当該申請に係る所有者等以外の所有者等がいるときは、あらかじめ、その全員の合意を得なければならない。

2 前項の申請をする者は、環境省令で定めるところにより、同項の申請に係る土地の土壌の特定有害物質による汚染の状況の調査（以下この条において「申請に係る調査」という。）の方法及び結果その他環境省令で定める事項を記載した申請書に、環境省令で定める書類を添付して、これを都道府県知事に提出しなければならない。

3 都道府県知事は、第一項の申請があった場合において、申請に係る調査が公正に、かつ、第三条第一項の環境省令で定める方法により行われたものであると認めるときは、当該申請に係る土地の区域について、第六条第一項又は第十一条第一項の規定による指定をすることができる。この場合において、当該申請に係る調査は、土壌汚染状況調査とみなす。

4 都道府県知事は、第一項の申請があった場合において、必要があると認めるときは、当該申請をした者に対し、申請に係る調査に関し報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員に、当該申請に係る土地に立ち入り、当該申請に係る調査の実施状況を検査させることができる。

土壌汚染対策法施行規則（抜粋）

(指定の申請)

第五十四条 法第十四条第一項の申請は、様式第二十による申請書を提出して行うものとする。

第五十五条 法第十四条第二項の環境省令で定める事項は、次のとおりとする。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二 申請に係る土地の所在地

三 申請に係る調査における試料採取等対象物質

四 申請に係る調査において土壌その他の試料の採取を行った地点及び日時、当該試料の分析の結果並びに当該分析を行った計量法第一百七条の登録を受けた者の氏名又は名称

五 申請に係る調査を行った者の氏名又は名称

第五十六条 法第十四条第二項の環境省令で定める書類は、次のとおりとする。

一 申請に係る土地の周辺の地図

二 申請に係る土地の場所を明らかにした図面

三 申請に係る土地の土壌の特定有害物質による汚染状態を明らかにした図面

四 申請者が申請に係る土地の所有者等であることを証する書類

五 申請に係る土地に申請者以外の所有者等がいる場合にあっては、これらの所有者等全員の当該申請することについての合意を得たことを証する書類

根拠法令及び
関係法令等の抜粋

申請に対する処分の審査基準（行政手続法）

担当部署：環境経済部環境政策課 No.003

処 分 名	汚染土壌処理業の許可、許可の更新及び変更の許可
処 分 の 概 要	土壌汚染対策法では、同法で指定された区域の汚染土壌の処理を業として行おうとする者は、汚染土壌処理施設ごとにその所在地を管轄する都道府県知事等の許可及び更新を受けなければなりません。
根拠法令等・条項	土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）第22条第1項、第4項、第23条第1項
審 査 基 準	<p>許可の申請が次に掲げる基準に適合していると認めるときでなければ、許可をしてはならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 汚染土壌処理業の許可の基準（省令第4条） <ul style="list-style-type: none"> ・ 汚染土壌処理施設に関する基準(第4条第1号イ～ワ) ・ 申請者の能力に関する基準（第4条第2号イ～ニ） 2 申請者が次のいずれにも該当しないこと <ul style="list-style-type: none"> イ この法律又はこの法律に基づく処分に違反し、刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者 ロ 第25条の規定により許可を取り消され、その取消しの日から2年を経過しない者 ハ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（トにおいて「暴力団員等」という。） ニ 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人がイ、ロ又はハのいずれかに該当するもの ホ 法人でその役員又は政令で定める使用人のうちにイ、ロ又はハのいずれかに該当する者のあるもの ヘ 個人で政令で定める使用人のうちにイ、ロ又はハのいずれかに該当する者のあるもの ト 暴力団員等がその事業活動を支配する者 <p>なお、許認可等の性質上、個々の事案ごとに個別具体的な判断をせざるを得ないものであり、法令の定め以上に具体的な基準を定めることが困難であるため、どのような場合が該当するかを示すことはできません。</p>
標準処理期間	事案ごとの裁量が大きく、標準処理時間を設定することは困難
設 定 年 月 日	平成26年4月1日（最終改正：平成31年4月1日）

申請時期	随時		
申請方法	第3別館1階環境政策課窓口への提出		
備考	汚染土壌処理業許可申請手数料	1件につき	240,000円
	汚染土壌処理業許可更新申請手数料	1件につき	220,000円
	汚染土壌処理業変更許可申請手数料	1件につき	220,000円

根拠法令及び
関係法令等の抜粋

■土壌汚染対策法

(汚染土壌処理業)

第二十二條 汚染土壌の処理（当該要措置区域等内における処理を除く。）を業として行おうとする者は、環境省令で定めるところにより、汚染土壌の処理の事業の用に供する施設（以下「汚染土壌処理施設」という。）ごとに、当該汚染土壌処理施設の所在地を管轄する都道府県知事の許可を受けなければならない。

2 前項の許可を受けようとする者は、環境省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二 汚染土壌処理施設の設置の場所

三 汚染土壌処理施設の種類、構造及び処理能力

四 汚染土壌処理施設において処理する汚染土壌の特定有害物質による汚染状態

五 その他環境省令で定める事項

3 都道府県知事は、第一項の許可の申請が次に掲げる基準に適合していると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。

一 汚染土壌処理施設及び申請者の能力がその事業を的確に、かつ、継続して行うに足りるものとして環境省令で定める基準に適合するものであること。

二 申請者が次のいずれにも該当しないこと。

イ この法律又はこの法律に基づく処分に違反し、刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者

ロ 第二十五条の規定により許可を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない者

ハ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から五年を経過しない者（トにおいて「暴力団員等」という。）

ニ 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人がイ、ロ又はハのいずれかに該当するもの

ホ 法人でその役員又は政令で定める使用人のうちにイ、ロ又はハのいずれかに該当する者のあるもの

ヘ 個人で政令で定める使用人のうちにイ、ロ又はハのいずれかに該当する者のあるもの

ト 暴力団員等がその事業活動を支配する者

4 第一項の許可は、五年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。

5 第二項及び第三項の規定は、前項の更新について準用する。

6 汚染土壌処理業者は、環境省令で定める汚染土壌の処理に関する基

準に従い、汚染土壌の処理を行わなければならない。

7 汚染土壌処理業者は、汚染土壌の処理を他人に委託してはならない。

8 汚染土壌処理業者は、環境省令で定めるところにより、当該許可に係る汚染土壌処理施設ごとに、当該汚染土壌処理施設において行った汚染土壌の処理に関し環境省令で定める事項を記録し、これを当該汚染土壌処理施設（当該汚染土壌処理施設に備え置くことが困難である場合にあっては、当該汚染土壌処理業者の最寄りの事務所）に備え置き、当該汚染土壌の処理に関し利害関係を有する者の求めに応じ、閲覧させなければならない。

9 汚染土壌処理業者は、その設置する当該許可に係る汚染土壌処理施設において破損その他の事故が発生し、当該汚染土壌処理施設において処理する汚染土壌又は当該処理に伴って生じた汚水若しくは気体が飛散し、流出し、地下に浸透し、又は発散したときは、直ちに、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

（変更の許可等）

第二十三条 汚染土壌処理業者は、当該許可に係る前条第二項第三号又は第四号に掲げる事項の変更をしようとするときは、環境省令で定めるところにより、都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、その変更が環境省令で定める軽微な変更であるときは、この限りでない。

2 前条第三項の規定は、前項の許可について準用する。

3 汚染土壌処理業者は、第一項ただし書の環境省令で定める軽微な変更をしたとき、又は前条第二項第一号に掲げる事項その他環境省令で定める事項に変更があったときは、環境省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

4 汚染土壌処理業者は、その汚染土壌の処理の事業の全部若しくは一部を休止し、若しくは廃止し、又は休止した当該汚染土壌の処理の事業を再開しようとするときは、環境省令で定めるところにより、あらかじめ、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

■汚染土壌処理業に関する省令

（汚染土壌処理業の許可の基準）

第四条 法第二十二条第三項第一号の環境省令で定める基準は、次のとおりとする。

一 汚染土壌処理施設に関する基準

イ 汚染土壌処理施設が第一条各号に掲げる施設のいずれかに該当すること。

ロ 申請書に記載した汚染土壌の処理の方法に応じた汚染土壌処理施設であること。

ハ 自重、積載荷重その他の荷重、地震及び温度変化に対して構造耐力上安全であること。

ニ 汚水、汚染土壌の処理に伴って生じた気体又は汚染土壌処理施設において使用する薬剤等による腐食を防止するために必要な措置が講じられていること。

ホ 汚染土壌処理施設に係る事業場からの特定有害物質又は特定有害物質を含む固体若しくは液体の飛散等及び悪臭の発散を防止するために必要な構造のものであり、又は必要な設備が設けられていること。

ヘ 浄化等処理施設、セメント製造施設、埋立処理施設又は分別等処理施設にあっては、汚染土壌処理施設に係る事業場からの特定有害物質又は特定有害物質を含む液体の地下への浸透を防止するために必要な構造のものであり、又は必要な設備が設けられていること。

ト 自然由来等土壌利用施設のうち自然由来等土壌構造物利用施設にあっては、汚染土壌処理施設に係る事業場からの自然由来等土壌に含まれる特定有害物質を含む液体の地下への浸透による新たな地下水汚染を防止するための措置として環境大臣が定めるものが講じられていること。

チ 著しい騒音又は振動を発生し、周囲の生活環境を損なわないものであること。

リ 浄化等処理施設、セメント製造施設、埋立処理施設、分別等処理施設又は自然由来等土壌利用施設のうち自然由来等土壌構造物利用施設にあっては、排水水を公共用水域に排出する場合には、次に掲げる設備が設けられていること。

(1) 排水口における排水の水質を次に掲げる基準（次条第十八号イにおいて「排水基準」という。）に適合させるために必要な処理設備
(イ) 排水基準を定める省令（昭和四十六年総理府令第三十五号）第二条の環境大臣が定める方法により測定した場合における測定値が同令別表第一の上欄に掲げる有害物質の種類及び別表第二の上欄に掲げる項目ごとにそれぞれの表の下欄に掲げる許容限度（水質汚濁防止法第三条第三項の規定により排水基準が定められた場合においては、当該排水基準で定める許容限度を含む。）を超えないこと。

(ロ) ダイオキシン類対策特別措置法施行規則（平成十一年総理府令第六十七号）第二条第一項第二号に規定する方法により測定した場合における測定値が同令別表第二の下欄に掲げる許容限度（ダイオキシン類対策特別措置法第八条第三項の規定により排出基準が定められた場合においては、当該排出基準で定める許容限度を含む。）を超えないこと。

(2) (1)(イ)及び(ロ)に掲げる方法により排水の水質を測定するための設備

ヌ 排水水を排除して下水道を使用する場合には、次に掲げる設備が設けられていること。

(1) 排水口における排水の水質を下水道法施行令（昭和三十四年政令第百四十七号）第九条の四第一項各号に掲げる物質についてそれぞれ当該各号に定める基準（下水道法第十二条の二第三項の規定により同令第九条の五第一項各号に掲げる項目に関して水質の基準が定められた

場合においては、当該水質の基準を含む。次条第十九号イにおいて「排除基準」という。)に適合させるために必要な処理設備

(2) 下水道法施行令第九条の四第二項の国土交通省令・環境省令で定める方法(次条第十九号ロにおいて「下水道測定方法」という。)により排出水の水質を測定するための設備

ル 汚染土壌処理施設の周縁の地下水の汚染状態を測定するための設備が設けられていること。ただし、埋立処理施設及び自然由来等土壌利用施設以外の汚染土壌処理施設において汚水が地下に浸透することを防止するための措置として環境大臣が定めるもの(次条第二十号において「地下浸透防止措置」という。)が講じられているときは、この限りでない。

ヲ 浄化等処理施設又はセメント製造施設にあつては、排出口における次の(1)から(6)までに掲げる大気有害物質の量が当該(1)から(6)までに掲げる許容限度を超えないようにするために必要な処理設備及び環境大臣が定める方法により大気有害物質の量を測定するための設備が設けられていること。この場合において、(1)、(2)、(4)及び(5)に掲げる許容限度は大気汚染防止法施行規則(昭和四十六年厚生省・通商産業省令第一号)別表第三の備考1に掲げる方法(当該許容限度に係る大気有害物質に係るものに限る。)により測定される量として表示されたものとし、(3)に掲げる許容限度は同表の備考2に掲げる式により算出された量とし、(6)に掲げる許容限度は同令別表第三の二の備考に掲げる式により算出された量とする。

(1) カドミウム及びその化合物 一・〇ミリグラム

(2) 塩素 三十ミリグラム

(3) 塩化水素 七百ミリグラム

(4) ふっ素、ふっ化水素及びふっ化けい素 十ミリグラム

(5) 鉛及びその化合物 二十ミリグラム

(6) 窒素酸化物 二百五十立方センチメートル(排出ガス量が一日当たり十萬立方メートル未満の浄化等処理施設又はセメント製造施設にあつては、三百五十立方センチメートル)

ワ 自然由来等土壌利用施設にあつては、土質改良を行う場合に土質改良の方法が次条第九号に定める基準に適合すること

二 申請者の能力に関する基準

イ 汚染土壌の処理に関する業務を統括管理し、当該業務について一切の責任を有する者がいること。

ロ 汚染土壌処理施設の維持管理及び汚染土壌の処理を的確に行うに足る知識及び技能を有する者として次に掲げる者を当該汚染土壌処理施設に配置していること。

(1) 汚染土壌処理施設の運転、維持及び管理について三年以上の実務経験を有する者

(2) 汚染土壌処理施設から生ずる公害を防止するための知識を有する者として次に掲げる者

(イ) 大気の汚染に関して必要な知識を有する者として次のいずれかに該当する者

(i) 技術士法（昭和五十八年法律第二十五号）による第二次試験のうち衛生工学部門に合格した者（選択科目として建築物衛生管理（平成三十一年三月三十一日以前に合格した者にあつては大気管理）を選択した者に限る。）

(ii) 特定工場における公害防止組織の整備に関する法律（昭和四十六年法律第百七号）第七条第一項第一号に規定する公害防止管理者の資格を有する者（特定工場における公害防止組織の整備に関する法律施行令（昭和四十六年政令第二百六十四号）別表第二の一の項の下欄に規定する大気関係第一種有資格者又は同表の二の項の下欄に規定する大気関係第二種有資格者に限る。）

(iii) 特定工場における公害防止組織の整備に関する法律施行規則（昭和四十六年大蔵省・厚生省・農林省・通商産業省・運輸省令第三号）別表第三に規定する大気概論、ばいじん・粉じん特論及び大気有害物質特論の科目に合格した者

(iv) (i) から (iii) までに掲げる者と同等以上の知識を有すると認められる者

(ロ) 水質の汚濁に関して必要な知識を有する者として次のいずれかに該当する者

(i) 技術士法による第二次試験のうち衛生工学部門に合格した者（選択科目として水質管理を選択した者に限る。）

(ii) 特定工場における公害防止組織の整備に関する法律第七条第一項第一号に規定する公害防止管理者の資格を有する者（特定工場における公害防止組織の整備に関する法律施行令別表第二の五の項の下欄に規定する水質関係第一種有資格者又は同表の六の項の下欄に規定する水質関係第二種有資格者に限る。）

(iii) 特定工場における公害防止組織の整備に関する法律施行規則別表第三に規定する水質概論及び水質有害物質特論の科目に合格した者

(iv) (i) から (iii) までに掲げる者と同等以上の知識を有すると認められる者

(ハ) 汚染土壌の処理に伴ってダイオキシン類を生ずる可能性のある施設にあつては、特定工場における公害防止組織の整備に関する法律第七条第一項第一号に規定する公害防止管理者の資格を有する者（特定工場における公害防止組織の整備に関する法律施行令別表第二の十二の項の下欄に規定する者に限る。）又は特定工場における公害防止組織の整備に関する法律施行規則別表第三に規定するダイオキシン類概論及びダイオキシン類特論の科目に合格した者

ハ 汚染土壌処理施設の維持管理及び汚染土壌の処理の事業を的確に、かつ継続して行うに足りる経理的基礎を有すること。

ニ 廃止措置を講ずるに足りる経理的基礎を有すること。

申請に対する処分の審査基準（行政手続法）

担当部署：環境経済部環境政策課 No.004

処 分 名	汚染土壌処理業の譲渡及び譲受、分割及び合併、相続の承認
処 分 の 概 要	汚染土壌処理業者から当該汚染土壌処理業の譲渡を受けて汚染土壌処理業者の地位を承継しようとする場合、汚染土壌処理業者である法人の合併及び分割の場合、汚染土壌処理業者が死亡した際に汚染土壌処理業を相続しようとする場合、市長の承認を受けなければなりません。
根拠法令等・条項	土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）第27条の2、第27条の3、第27条の4
審 査 基 準	<p>次に掲げる基準に適合していると認めるときでなければ、許可をしてはならない。</p> <p>1 汚染土壌処理業の許可の基準（省令第4条）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 汚染土壌処理施設に関する基準(第4条第1号イ～ワ) ・ 申請者の能力に関する基準（第4条第2号イ～ニ） <p>2 申請者が次のいずれにも該当しないこと</p> <p>イ この法律又はこの法律に基づく処分に違反し、刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者</p> <p>ロ 第25条の規定により許可を取り消され、その取消しの日から2年を経過しない者</p> <p>ハ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（トにおいて「暴力団員等」という。）</p> <p>ニ 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人がイ、ロ又はハのいずれかに該当するもの</p> <p>ホ 法人でその役員又は政令で定める使用人のうちにイ、ロ又はハのいずれかに該当する者のあるもの</p> <p>ヘ 個人で政令で定める使用人のうちにイ、ロ又はハのいずれかに該当する者のあるもの</p> <p>ト 暴力団員等がその事業活動を支配する者</p> <p>なお、許認可等の性質上、個々の事案ごとに個別具体的な判断をせざるを得ないものであり、法令の定め以上に具体的な基準を定めることが困難であるため、どのような場合が該当するかを示すことはできません。</p>
標準処理期間	事案ごとの裁量が大きく、標準処理時間を設定することは困難
設 定 年 月 日	令和2年4月1日

申請時期	随時
申請方法	第3別館1階環境政策課窓口への提出
備考	汚染土壌処理業の譲渡及び譲受の承認手数料 汚染土壌処理業者である法人の合併又は分割の承認手数料 汚染土壌処理業の相続の承認手数料 各1件につき 120,000円

根拠法令及び
関係法令等の抜粋

■土壌汚染対策法

(汚染土壌処理業)

第二十二條 汚染土壌の処理（当該要措置区域等内における処理を除く。）を業として行おうとする者は、環境省令で定めるところにより、汚染土壌の処理の事業の用に供する施設（以下「汚染土壌処理施設」という。）ごとに、当該汚染土壌処理施設の所在地を管轄する都道府県知事の許可を受けなければならない。

2 前項の許可を受けようとする者は、環境省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二 汚染土壌処理施設の設置の場所

三 汚染土壌処理施設の種類、構造及び処理能力

四 汚染土壌処理施設において処理する汚染土壌の特定有害物質による汚染状態

五 その他環境省令で定める事項

3 都道府県知事は、第一項の許可の申請が次に掲げる基準に適合していると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。

一 汚染土壌処理施設及び申請者の能力がその事業を的確に、かつ、継続して行うに足りるものとして環境省令で定める基準に適合するものであること。

二 申請者が次のいずれにも該当しないこと。

イ この法律又はこの法律に基づく処分に違反し、刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者

ロ 第二十五条の規定により許可を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない者

ハ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から五年を経過しない者（トにおいて「暴力団員等」という。）

ニ 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人がイ、ロ又はハのいずれかに該当するもの

ホ 法人でその役員又は政令で定める使用人のうちにイ、ロ又はハのいずれかに該当する者のあるもの

ヘ 個人で政令で定める使用人のうちにイ、ロ又はハのいずれかに該当する者のあるもの

ト 暴力団員等がその事業活動を支配する者

4 第一項の許可は、五年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。

5 第二項及び第三項の規定は、前項の更新について準用する。

6 汚染土壌処理業者は、環境省令で定める汚染土壌の処理に関する基

準に従い、汚染土壌の処理を行わなければならない。

- 7 汚染土壌処理業者は、汚染土壌の処理を他人に委託してはならない。
- 8 汚染土壌処理業者は、環境省令で定めるところにより、当該許可に係る汚染土壌処理施設ごとに、当該汚染土壌処理施設において行った汚染土壌の処理に関し環境省令で定める事項を記録し、これを当該汚染土壌処理施設（当該汚染土壌処理施設に備え置くことが困難である場合にあっては、当該汚染土壌処理業者の最寄りの事務所）に備え置き、当該汚染土壌の処理に関し利害関係を有する者の求めに応じ、閲覧させなければならない。
- 9 汚染土壌処理業者は、その設置する当該許可に係る汚染土壌処理施設において破損その他の事故が発生し、当該汚染土壌処理施設において処理する汚染土壌又は当該処理に伴って生じた汚水若しくは気体が飛散し、流出し、地下に浸透し、又は発散したときは、直ちに、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

（譲渡及び譲受）

第二十七条の二 汚染土壌処理業者が当該汚染土壌処理業を譲渡する場合において譲渡人及び譲受人が、その譲渡及び譲受について都道府県知事の承認を受けたときは、譲受人は、譲渡人の汚染土壌処理業者の地位を承継する。

- 2 第二十二条第三項の規定は、前項の承認について準用する。

（合併及び分割）

第二十七条の三 汚染土壌処理業者である法人の合併の場合（汚染土壌処理業者である法人と汚染土壌処理業者でない法人が合併する場合において、汚染土壌処理業者である法人が存続するときを除く。）又は分割の場合（当該汚染土壌処理業の全部を承継させる場合に限る。）において当該合併又は分割について都道府県知事の承認を受けたときは、合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は分割により当該汚染土壌処理業の全部を承継した法人は、汚染土壌処理業者の地位を承継する。

- 2 第二十二条第三項の規定は、前項の承認について準用する。

（相続）

第二十七条の四 汚染土壌処理業者が死亡した場合において、相続人（相続人が二人以上ある場合において、その全員の同意により当該汚染土壌処理業を承継すべき相続人を選定したときは、その者。以下この項、次項及び第四項において同じ。）が当該汚染土壌処理業を引き続き行おうとするときは、その相続人は、被相続人の死亡後六十日以内に都道府県知事に申請して、その承認を受けなければならない。

- 2 相続人が前項の承認の申請をした場合においては、被相続人の死亡

の日からその承認を受ける日又は承認をしない旨の通知を受ける日までは、被相続人に対してした第二十二條第一項の許可は、その相続人に対してしたものとみなす。

3 第二十二條第三項（第二号ホに係る部分を除く。）の規定は、第一項の承認について準用する。

4 第一項の承認を受けた相続人は、被相続人に係る汚染土壌処理業者の地位を承継する。

■汚染土壌処理業に関する省令

（汚染土壌処理業の許可の基準）

第四條 法第二十二條第三項第一号の環境省令で定める基準は、次のとおりとする。

一 汚染土壌処理施設に関する基準

イ 汚染土壌処理施設が第一條各号に掲げる施設のいずれかに該当すること。

ロ 申請書に記載した汚染土壌の処理の方法に応じた汚染土壌処理施設であること。

ハ 自重、積載荷重その他の荷重、地震及び温度変化に対して構造耐力上安全であること。

ニ 汚水、汚染土壌の処理に伴って生じた気体又は汚染土壌処理施設において使用する薬剤等による腐食を防止するために必要な措置が講じられていること。

ホ 汚染土壌処理施設に係る事業場からの特定有害物質又は特定有害物質を含む固体若しくは液体の飛散等及び悪臭の発散を防止するために必要な構造のものであり、又は必要な設備が設けられていること。

ヘ 浄化等処理施設、セメント製造施設、埋立処理施設又は分別等処理施設にあつては、汚染土壌処理施設に係る事業場からの特定有害物質又は特定有害物質を含む液体の地下への浸透を防止するために必要な構造のものであり、又は必要な設備が設けられていること。

ト 自然由来等土壌利用施設のうち自然由来等土壌構造物利用施設にあつては、汚染土壌処理施設に係る事業場からの自然由来等土壌に含まれる特定有害物質を含む液体の地下への浸透による新たな地下水汚染を防止するための措置として環境大臣が定めるものが講じられていること。

チ 著しい騒音又は振動を発生し、周囲の生活環境を損なわないものであること。

リ 浄化等処理施設、セメント製造施設、埋立処理施設、分別等処理施設又は自然由来等土壌利用施設のうち自然由来等土壌構造物利用施設にあつては、排水を公共用水域に排出する場合には、次

に掲げる設備が設けられていること。

(1) 排水口における排出水の水質を次に掲げる基準（次条第十八号イにおいて「排水水基準」という。）に適合させるために必要な処理設備

(イ) 排水基準を定める省令（昭和四十六年総理府令第三十五号）第二条の環境大臣が定める方法により測定した場合における測定値が同令別表第一の上欄に掲げる有害物質の種類及び別表第二の上欄に掲げる項目ごとにそれぞれの表の下欄に掲げる許容限度（水質汚濁防止法第三条第三項の規定により排水基準が定められた場合においては、当該排水基準で定める許容限度を含む。）を超えないこと。

(ロ) ダイオキシン類対策特別措置法施行規則（平成十一年総理府令第六十七号）第二条第一項第二号に規定する方法により測定した場合における測定値が同令別表第二の下欄に掲げる許容限度（ダイオキシン類対策特別措置法第八条第三項の規定により排出基準が定められた場合においては、当該排出基準で定める許容限度を含む。）を超えないこと。

(2) (1)(イ)及び(ロ)に掲げる方法により排出水の水質を測定するための設備

ヌ 排出水を排除して下水道を使用する場合には、次に掲げる設備が設けられていること。

(1) 排水口における排出水の水質を下水道法施行令（昭和三十四年政令第百四十七号）第九条の四第一項各号に掲げる物質についてそれぞれ当該各号に定める基準（下水道法第十二条の二第三項の規定により同令第九条の五第一項各号に掲げる項目に関して水質の基準が定められた場合においては、当該水質の基準を含む。次条第十九号イにおいて「排除基準」という。）に適合させるために必要な処理設備

(2) 下水道法施行令第九条の四第二項の国土交通省令・環境省令で定める方法（次条第十九号ロにおいて「下水道測定方法」という。）により排出水の水質を測定するための設備

ル 汚染土壌処理施設の周縁の地下水の汚染状態を測定するための設備が設けられていること。ただし、埋立処理施設及び自然由来等土壌利用施設以外の汚染土壌処理施設において汚水が地下に浸透することを防止するための措置として環境大臣が定めるもの（次条第二十号において「地下浸透防止措置」という。）が講じられているときは、この限りでない。

ヲ 浄化等処理施設又はセメント製造施設にあっては、排出口における次の(1)から(6)までに掲げる大気有害物質の量が当該(1)から(6)までに掲げる許容限度を超えないようにするために必要な処理設備及び環境大臣が定める方法により大気有害物質の量を

測定するための設備が設けられていること。この場合において、(1)、(2)、(4)及び(5)に掲げる許容限度は大気汚染防止法施行規則(昭和四十六年厚生省・通商産業省令第一号)別表第三の備考1に掲げる方法(当該許容限度に係る大気有害物質に係るものに限る。)により測定される量として表示されたものとし、(3)に掲げる許容限度は同表の備考2に掲げる式により算出された量とし、(6)に掲げる許容限度は同令別表第三の二の備考に掲げる式により算出された量とする。

- (1) カドミウム及びその化合物 一・〇ミリグラム
- (2) 塩素 三十ミリグラム
- (3) 塩化水素 七百ミリグラム
- (4) ふっ素、ふっ化水素及びふっ化けい素 十ミリグラム
- (5) 鉛及びその化合物 二十ミリグラム
- (6) 窒素酸化物 二百五十立方センチメートル(排出ガス量が一
日当たり十萬立方メートル未満の浄化等処理施設又はセメント製造施設にあっては、三百五十立方センチメートル)

ワ 自然由来等土壌利用施設にあっては、土質改良を行う場合に土質改良の方法が次条第九号に定める基準に適合すること

二 申請者の能力に関する基準

イ 汚染土壌の処理に関する業務を統括管理し、当該業務について一切の責任を有する者がいること。

ロ 汚染土壌処理施設の維持管理及び汚染土壌の処理を的確に行うに足りる知識及び技能を有する者として次に掲げる者を当該汚染土壌処理施設に配置していること。

- (1) 汚染土壌処理施設の運転、維持及び管理について三年以上の実務経験を有する者
- (2) 汚染土壌処理施設から生ずる公害を防止するための知識を有する者として次に掲げる者
 - (イ) 大気の汚染に関して必要な知識を有する者として次のいずれかに該当する者
 - (i) 技術士法(昭和五十八年法律第二十五号)による第二次試験のうち衛生工学部門に合格した者(選択科目として建築物衛生管理(平成三十一年三月三十一日以前に合格した者)にあっては大気管理)を選択した者に限る。)
 - (ii) 特定工場における公害防止組織の整備に関する法律(昭和四十六年法律第百七号)第七条第一項第一号に規定する公害防止管理者の資格を有する者(特定工場における公害防止組織の整備に関する法律施行令(昭和四十六年政令第二百六十四号)別表第二の一の項の下欄に規定する大気関係第一種有資格者又は同表の二の項の下欄に規定する大気関係第二種有資格者に限る。)

(i i i) 特定工場における公害防止組織の整備に関する法律施行規則（昭和四十六年大蔵省・厚生省・農林省・通商産業省・運輸省令第三号）別表第三に規定する大気概論、ばいじん・粉じん特論及び大気有害物質特論の科目に合格した者
(i v) (i) から (i i i) までに掲げる者と同等以上の知識を有すると認められる者

(ロ) 水質の汚濁に関して必要な知識を有する者として次のいずれかに該当する者

(i) 技術士法による第二次試験のうち衛生工学部門に合格した者（選択科目として水質管理を選択した者に限る。）

(i i) 特定工場における公害防止組織の整備に関する法律第七条第一項第一号に規定する公害防止管理者の資格を有する者（特定工場における公害防止組織の整備に関する法律施行令別表第二の五の項の下欄に規定する水質関係第一種有資格者又は同表の六の項の下欄に規定する水質関係第二種有資格者に限る。）

(i i i) 特定工場における公害防止組織の整備に関する法律施行規則別表第三に規定する水質概論及び水質有害物質特論の科目に合格した者

(i v) (i) から (i i i) までに掲げる者と同等以上の知識を有すると認められる者

(ハ) 汚染土壌の処理に伴ってダイオキシン類を生ずる可能性のある施設にあっては、特定工場における公害防止組織の整備に関する法律第七条第一項第一号に規定する公害防止管理者の資格を有する者（特定工場における公害防止組織の整備に関する法律施行令別表第二の十二の項の下欄に規定する者に限る。）又は特定工場における公害防止組織の整備に関する法律施行規則別表第三に規定するダイオキシン類概論及びダイオキシン類特論の科目に合格した者

ハ 汚染土壌処理施設の維持管理及び汚染土壌の処理の事業を的確に、かつ継続して行うに足りる経理的基礎を有すること。

ニ 廃止措置を講ずるに足りる経理的基礎を有すること。

申請に対する処分の審査基準（行政手続条例）

担当部署：環境経済部環境政策課 No.005

処 分 名	土砂のたい積の許可及び変更の許可
処 分 の 概 要	500㎡以上3,000㎡未満で土砂のたい積を行おうとする者は、土砂のたい積に係る土地の区域ごとに土砂のたい積に関する計画を定め、市長の許可を受けなければなりません。
根拠条例等・条項	春日部市土砂のたい積の規制に関する条例（平成17年条例第116号）第6条第1項、第9条第1項
審 査 基 準	<p>1 土砂のたい積に関する計画の内容が、次に掲げる事項について、土砂の流出、崩壊その他の災害の発生を防止するうえで必要な規則で定める基準に適合すると認めるとき。</p> <p>(1) 土砂のたい積の完了時及び最大たい積時においてたい積する土砂の高さ及びのり面の勾配</p> <p>(2) 排水施設、擁壁その他の施設</p> <p>(3) 地形、地質又は周囲の状況に応じ配慮すべき事項又は講ずべき措置</p> <p>2 申請者が次のいずれかに該当するとき、又は元請負人が(1)に該当するとき、許可をしないことができます。</p> <p>(1) 土砂のたい積に関する計画を実施するために必要な資力及び信用があると認められないとき。</p> <p>(2) 土砂のたい積に関する計画の実施の妨げとなる権利を有する者の同意を得ていないとき。</p> <p>3 許可には、夜間における土砂のたい積の禁止その他生活環境の保全のための必要な条件を付することができます。</p>
標準処理期間	30日
設定年月日	平成26年4月1日（最終改正：平成30年4月1日）
申請時期	随時
申請方法	第3別館1階環境政策課窓口への提出
備 考	

根拠条例及び
関係例規等の抜粋

■春日部市土砂のたい積の規制に関する条例

(土砂のたい積の許可)

第6条 土砂のたい積を行おうとする者は、土砂のたい積に係る土地の区域ごとに土砂のたい積に関する計画を定め、市長の許可を受けなければならない。ただし、次に掲げる土砂のたい積については、この限りでない。

- (1) 土砂のたい積に係る土地の区域の面積が 500 平方メートル未満又は 3,000 平方メートル以上の土砂のたい積
- (2) 土地の造成その他の事業の区域内において行う土砂のたい積で当該事業の区域における土砂のみを用いて行うもの
- (3) 法令又は他の条例の規定による許可等の処分その他の行為で規則で定めるものに係る行為として行う土砂のたい積であって、規則の定めるところにより、市長に届け出たもの
- (4) 公益性が高いと認められる事業の実施に係る行為のうち無秩序な土砂のたい積となるおそれがないものとして規則で定めるものに係る土砂のたい積

- (5) 災害復旧のために必要な応急措置として行う土砂のたい積
- (6) 法令若しくは条例又はこれらに基づく処分による義務の履行に伴う土砂のたい積
- (7) その他無秩序な土砂のたい積のおそれがないものとして規則で定める土砂のたい積

2 前項の土砂のたい積に関する計画には、次に掲げる事項を定めなければならない。

- (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (2) 土砂のたい積に係る土地の区域の所在及び面積
- (3) 土砂のたい積の目的
- (4) 土砂のたい積に係る工事の元請負人(土砂のたい積に関する計画を定める者から直接工事を請け負った者をいう。)
- (5) 最大たい積時において土砂のたい積に用いる土砂の数量
- (6) 1日当たりの土砂の最大搬入車両台数
- (7) 最大たい積時における土地の形状
- (8) 土砂のたい積の完了時における土地の形状
- (9) 周囲の生活環境の保全のための方策
- (10) 排水施設その他の土砂の流出及び崩壊を防止する施設の計画
- (11) 前号に掲げるもののほか、災害、事故等の防止のためにとる措置
- (12) 土砂のたい積を行う期間
- (13) その他規則で定める事項

3 第1項の許可の申請には、当該申請に係る土砂のたい積に係る土地の区域を示す図面その他規則で定める書類を添付しなければならない。

(許可の基準等)

第8条 市長は、第6条第1項の許可の申請があった場合において、土

**根拠条例及び
関係例規等の抜粋**

砂のたい積に関する計画の内容が、次に掲げる事項について、土砂の流出、崩壊その他の災害の発生を防止するうえで必要な規則で定める基準に適合すると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。

(1) 土砂のたい積の完了時及び最大たい積時においてたい積する土砂の高さ及びのり面の勾配

(2) 排水施設、擁壁その他の施設

(3) 地形、地質又は周囲の状況に応じ配慮すべき事項又は講ずべき措置

2 市長は、第6条第1項の許可の申請をした者が次のいずれかに該当するとき、又は当該許可の申請に係る同条第2項第4号に規定する元請負人が第1号に該当するときは、同条第1項の許可をしないことができる。

(1) 土砂のたい積に関する計画を実施するために必要な資力及び信用があると認められないとき。

(2) 土砂のたい積に関する計画の実施の妨げとなる権利を有する者の同意を得ていないとき。

3 市長は、第6条第1項の許可には、夜間における土砂のたい積の禁止その他生活環境の保全のための必要な条件を付することができる。

(変更の許可)

第9条 第6条第1項の許可を受けた者(以下「許可事業者」という。)は、当該許可に係る同条第2項第2号から第12号までに掲げる事項の変更をしようとするときは、規則の定めるところにより、市長の許可を受けなければならない。ただし、規則で定める軽微な変更をしようとするときは、この限りでない。

2 前条の規定は、前項の許可の場合に準用する。